

相模原市有害鳥獣対策協議会を設立します

本市が策定に取り組んでいる「相模原市鳥獣被害防止計画」の協議及び事業の実施主体となる「相模原市有害鳥獣対策協議会」が、設立されます。

【計画の意義】

市は、市民の日常生活を脅かし深刻化する有害鳥獣による農業被害や生活被害を軽減するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」に基づく「相模原市鳥獣被害防止計画」の策定に取り組んでいます。計画の対象事業は国の財政支援を受けることができ、地域ぐるみの被害対策事業等を推進することができます。

【協議会の意義】

「相模原市有害鳥獣対策協議会」は、市域全域を対象とした初めての被害対策組織で、農業委員会、自治会連合会、狩猟者、農業協同組合、森林組合等の代表者17人で構成されます。

協議会は、計画案の内容を検討するとともに、事業の実施主体として活動します。

協議会の事務局は、鳥獣被害の多い津久井地域の津久井郡農協であり、次の会議で設立されます。

- ・日時：平成30年1月24日（水）午後2時から
- ・場所：相模原市役所会議室棟1階第2会議室

【構成員】

団体等	人数
農業委員会	2名
市自治会連合会	2名
猟友会	3名（相模原、相模原南、津久井支部）
鳥獣保護管理員	2名
農業協同組合	1名（相模原市農協）1名（津久井郡農協）
津久井森林組合	1名
相模原市	4名
学識経験者	1名（津久井地域鳥獣等被害対策協議会長）

【事務局】津久井郡農協営農経済課（予定）

【役員】1月24日の会議で決定（会長・副会長・監事）